

安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例(平成 16 年条例第 128 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表(第 7 条関係) 利用料金の額の範囲	別表(第 7 条関係) 利用料金の額の範囲

利用区分	単位	利用料金	備考
(略)			
テントベース	1回1基につき	300円から5,500円まで	1泊2日とする。

利用区分	単位	利用料金	備考
(略)			
テントベース	1回1基につき	300円から810円まで	1泊2日とする。
テント一式	1回1基につき	1,010円から4,070円まで	1泊2日とする。 テントベースを含む。
キッチンセット	1回1セットにつき	1,010円から3,050円まで	1泊2日とする。
ランタン	1回1基につき	200円から610円まで	1泊2日とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。